

# 東京社保協第8回常任幹事会・資料集

2018年11月22日(木) 東京労働会館5階地評会議室



- 1～9 中央社保協第4回運営委員会報告
- 10 介護をよくする東京の会第10回事務局会議報告
- 11 消費税廃止東京各界連絡会の都議会宛て陳情書
- 12 私たちが求める医療と介護・福祉を実現する実行委員会報告
- 13 社保協ニュース「介護・認知症なんでも電話相談会」
- 14～17 リーフ「滞納処分問題とは何か」(滞納処分対策全国会議)
- 18～25 2018年国民健康保険に関するアンケート用紙
- 26 第3回滞納・差押え処分ホットラインチラシ
- 27 いのちと暮らしを守る税研集会参加申込書
- 28～29 大気汚染被害者救済のための要請書と団体署名用紙



# 2018年度中央社保協第4回運営委員会報告

2018年11月7日(水) 14時～ 全日本民医連会議室

## 【出席確認】

### ○代表委員

住江(保団連) 山田(民医連) 岩橋(全労連)

寺川(東京) 井上(大阪)

### ○運営委員

白沢(障全協) 山元(新婦人) 中山(全商連) 西野(全生連)

吉川(農民連) 民谷(福祉保育労) 阿部(全教) (建交労)

田島(年金者組合) 瀧川(医労連) 上所(保団連) 梅津(共産党)

(国公労連) 佐賀(自治労連) 岡田(医療福祉生協連)

沢野(北海道) 高橋(宮城) 川嶋(埼玉) 藤田(千葉)

相川(東京) 根本(神奈川) 寺越(石川) 小松(愛知)

寺内(大阪) 楠藤(徳島) 西村(福岡)

### ○事務局

工藤(保団連) 山本、堀岡(民医連) 大西(全労連)

山口、是枝(事務局) [ ] が出席

## 【報告事項】

- 10月 1日(月) 第3回代表委員会  
3日(水) 第3回運営委員会  
国保部会  
4日(木) 1025 中央行動実行委事務局会議  
10日(水) 介護・市民の会打ち合わせ  
11日(木) 憲法・いのち・社会保障守る国民集会  
3700人参加  
東京社保協(東京土建1030人参加)、埼玉県社保協  
(埼玉土建150人参加)、千葉、神奈川、長野、山梨  
各県社保協から参加  
12日(金) 社会保障誌2019新春号編集委員会  
税研集会実行委員会  
13日(土) 第47回社保学校現地実行委員会(石川)  
14日(日) 社会保障拡充「4」の日宣伝(巣鴨地蔵通り商店街)  
参加: 7団体32人(中央6、東京26)  
東京土建、年金者組合、民医連、高齢期運動連  
絡会、東京地評、東京社保協、中央社保協  
署名: 168筆(25条94、国保64、9条10)  
ティッシュ配布: 1万 相談: 11人  
16日(火) 1025 中央行動実行委員会  
介護交流集会会場打ち合わせ

- 17日(水) 10.25 集会実行委員会厚労大臣要請・記者会見  
厚労大臣政務官・新谷正義氏  
記者会見・TBS、朝日、読売、赤旗、他1社  
参加・本田宏先生、安形全生連会長、沢村福保労書記  
長、白沢障全協事務局長、武市高齢期運動連絡会  
事務局長、中央社保協・山口
- 19日(金) 10.11 集会実行委員会厚生労働大臣要請  
年金フェスタ／一揆  
酒田泡海地域社保協学習会(山形)
- 20日(土) 明るい革新墨田区をつくる会学習会
- 22日(月) 厚労省記者クラブ申し入れ  
社会保障誌冬号校正
- 23日(火) 消費税廃止各界連宣伝行動
- 24日(水) 国会開会日行動
- 25日(木) 憲法25条を守り活かそう！1025共同集会  
参加2800人(きょうされん1000人参加)  
～全労連社保闘争本部ニュース等参照
- 29日(月) 社会保障誌冬号責了  
全労連社保闘争本部
- 30日(火) 第4回代表委員会  
全国介護学習交流集会実行委員会
- 31日(水) 国会開会日行動  
高齢者窓口負担2割化反対署名打ち合わせ  
地域医療を守る運動交流集会実行委員会  
近畿ブロック会議
- 11月 1日(木) 憲法25条を守り活かそう1025共同行動  
大臣要請、記者会見  
厚労大臣政務官・新谷正義氏  
記者会見・TBS、朝日、読売、赤旗、他1社  
参加・本田宏先生、安形全生連会長、沢村福保労書記  
長、白沢障全協事務局長、武市高齢期運動連絡会事務  
局長、中央社保協・山口、是枝
- 2日(金) よりよい保育を！実行委員会 国会議員要請行動
- 3日(土) すべての子どもたちによりよい保育を！11・3大集会  
止めよう！  
改憲発議ストップ 11・3 国会前大行動
- 7日(水) 第4回運営委員会  
介護・障害者部会  
介護集会、介護・認知症電話相談宣伝行動  
8団体4社保協計17名参加、署名43筆

## 【情勢の特徴】～新聞記事等資料参照

### ①第197臨時国会開会～12月10日までの予定

代表質問、予算委員会質問を通じて、沖縄・辺野古新基地建設強行、消費税増税と社会保障削減、9条改憲の暴走など、安倍政権の暴走が加速しています。

沖縄県民の基地反対の意思が改めて明確になったにもかかわらず、辺野古新基地建設を、行政不服審査を国交省相手に行うことで強行しました。学者からは、「行政不服審査法7条で国は申し立てできない」、「制度を乱用するものであり、法治国家にもとるものといわざるを得ない」と厳しい批判があげられています。

憲法改悪についても、首相が国会で改憲の号令をかけること自体が不法不当なもので、首相に改憲を語る資格はありません。

野党各党が、これらの課題で一定の足並みがそろい、追及しているのは重要です。

外国人労働者の問題について、出入国管理法改正案が衆議院に提出されました。具体的に中身が示されない白紙委任法となっており、なによりも、現在、128万人いる外国人労働者の人権侵害が続く中で、受け入れ拡大だけを定めることは問題です。野党各党はそろって批判しており、今国会の主要対決法案となっています。

韓国の元徴用工問題では、安倍内閣の「解決済み」との居丈高な対応とマスコミの政府に追従する報道の中で、「個人の請求権は消滅していない」「植民地支配の被害としての請求権放棄はないとの判断が出された」という点を示し、冷静な対応が求められます。

弁護士有志も声明（6日付）を出しています。

国際的に侵略戦争に無反省、過去の国会答弁さえ意に關しない政府の対応は、北朝鮮との関係では戦後処理すらまだないなかで、今後大きな影響を与えかねない問題といえます。

### ②「全世代型社会保障」と消費税10%増税表明

前回の消費税増税(2014年4月)後から、二人以上世帯で実質消費支出が年25万円減っている中で、安倍政権は、来年10月からの消費税10%増の実施を表明しました。

またしても「社会保障のため」と説明していますが、消費税は、停止所得者ほど負担がのしかかる「弱い者いじめ」の税金であり、社会保障の財源に充てるということ自体が本末転倒です。

消費税の導入後、累計372兆円になる一方で、法人税は291兆円も減っており、法人税減税の穴埋めに回されています。

安倍政権は、「全世代型社会保障」を言いながら、財務省は財政制度等審議会などに示しているのは、後期高齢者医療制度の窓口負担の1割から2割

への引き上げ、介護保険の利用料の1割から2割への引き上げ、要介護1・2の生活援助の保険給付外し、児童手当の給付対象から多くの共働き世帯を除外することなど、全世代にわたって社会保障を大削減する計画です。

国民には、「社会保障のため」の増税といいながら、実際は、社会保障の削減を行うやり方であり、財源は、アベノミクスで純利益が2・3倍に増えた大企業、保有資産が大きくふくらんだ富裕層にこそ応分の負担を求めるべきです。

財務省が狙う主な改悪メニュー	
医療 	後期高齢者の窓口負担を2割に引き上げ
	風邪などの少額受診に追加負担
	かかりつけ医以外を受診すると追加負担
	金融資産に応じて高齢者を負担増
	湿布・保湿剤・漢方薬などの薬剤自己負担引き上げ 国民健康保険への自治体財政からの繰り入れ廃止
介護 	要介護1・2の生活援助サービスを保険給付外し
	介護保険の利用者負担を原則2割に引き上げ
	介護老人保健施設、介護療養病床、介護医療院の多床室の室料相当額を自己負担に
子育て 	児童手当の所得制限強化で給付抑制
	保育所や幼稚園の施設型給付の公定価格引き下げ

#### ※出された意見（要旨）

- 水道法改正案、卸事業などに関する法律、市町村から圏域に範疇として市場化の大きな流れがあり、阻止していく。
- 全世代型社会保障について、参議院選挙まで負担増のスケジュールは明確にせず進もうとしているが、審議会の議論を紹介しつつ宣伝を強化していく必要がある。

#### 【協議事項】

(1) 「第47回中央社保学校 in 石川」について…別紙報告書参照

※北陸3県社保協で現地実行委員会を10月13日に開催

年内に基本企画を確定していく計画。

参議院選挙後の展望が見える社保学校としていく議論をしている。

※出された意見（要旨）

○3日目は土曜日。地元の方も参加を促進できる可能性もあり、公開講座や市民講座的な企画はどうか。また、社保学校企画ではあるが参加拘束しない企画を考えてはどうか。

○会場費、講師費用など予算規模の検討も必要。部屋の使い方の工夫。

○2日目の使い方として、午前と午後に分ける、並行してフィールドワークなどの企画の検討。分会会・講座を午前、午後から全体会で終了する持ち方はどうか。

○社保学校企画としては2日とし、3日目は自主参加的なフィールドワーク企画がこれまでも進めてきた方法。

※次回実行委員会では、運営委員会での議論も踏まえ議論を進めて、12月の運営委員会にさらに提案を出してもらうこととする。

(2) 全国代表者会議について

① 全国代表者会議の日程変更

日時 2019年3月9日(土) 10時半～

会場確保の関係で日程を1か月遅らせることを確認した。

場所 けんせつプラザ東京5階ホール

※60周年記念レセプションも同会場で開催

内容 10時半～14時半 全国代表者会議  
15時～ 60周年記念企画、学習講演  
18時～ 60周年記念レセプション

② 基調報告(案)の討議と考え方～総会方針の具体化

- 1 1月代表委員会⇒基調報告案素案討議
- 1 2月運営委員会⇒基調報告案素案討議
- 1 2月代表委員会⇒第一次案討議
- 1 月運営委員会⇒第一次案討議
- 1 月代表委員会⇒第二次案討議
- 2 月運営委員会⇒第二次案討議
- 2 月⇒最終案討議、確定

ア、地域社保協の再建、設立に向けて

- ⇒現状の各県単位での設立状況の分析と地域社保協の活動の確認  
どうすれば過半数目標を達成できるか。
- ⇒キャラバン行動、自治体要請・懇談、出前講座等の開催を。

**【総会方針】**

- ① 地域社保協未結成県への対策～秋田、徳島、香川、高知、佐賀、大分
- ② ブロックでの提起、意思統一⇒中央社保学校の近畿ブロックシンポジウム  
⇒広島、奈良、福井市など県庁所在地での社保協結成の教訓
- ③ 政令指定都市、中核都市、県庁所在地での結成、再建を目指す  
⇒目標の設定
- ④ 中央団体、労組への協力要請  
⇒地域に組織を持つ年金者組合、新婦人等への要請も

イ、署名推進と世論の構築

- 25条署名、後期高齢、介護、年金等制度改善署名の推進
- 新署名推進
- 対話を通じた署名活動の強調

ウ、政策集団(仮)の結成に向けての方針提案

⇒「社保協OB、学者・専門家等と連携して、政策学習会、社会保障入門セミナー、懇談会等の取り組みを検討」の具体化  
⇒次世代の活動家の育成を展望した若者との学習会、懇談会の実施  
⇒25条行動実行委員会と連携したSNSサイトの立ち上げ検討

#### エ、介護障害者部会・国保部会の運動展開を

⇒障害者の課題について、介護制度としての独自の問題と地域共生社会政策を、どう議論し運動方針化を図るか。

⇒4月の国保財政の都道府県単位移行後も、国保が抱える「所得が低いのに保険料が高い」という制度の構造問題は解決していない。

国保問題を安倍医療改悪の下でさらに改悪させるのか、住民生活を守る“防波堤”とするのか、県と市町村の姿勢が問われている。

国保問題を、統一地方選での重要争点(高すぎる保険料〈税〉)にし、住民要求をより鮮明にしていく必要がある。

### (3)消費税10%増税阻止、「全世代型社会保障」への取組の検討

①安倍政権は、社会保障費について「実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめる」という基本方針を踏襲し、「これまでの3年間と同様の歳出改革努力を継続する」ことで、自然増抑制、さらなる負担増・給付減の強行を明確にしています。

これらの社会保障解体路線のもとで、「社会保障のため」などと称して、消費税10%への引き上げを強行しようとしています。

「消費税増税も社会保障改悪も」という、国民の命と暮らしを脅かす悪政をやめさせることが重要です。

国民各層の深刻な実態、切実な声を、地域、職場から大きく広げ、世論を作り上げていくことが重要です。

#### ②当面する署名推進を含めた取り組みとして

##### 1) 新年度署名について

- 新年度(来春の通常国会中)の社保署名は、現在の署名内容に「消費税の10%増税中止」を加え、チラシ面を消費税10%増税反対をメインにして検討することの提案が事務局長からあった。
- 出された主な意見としては、「消費税を財源論とする意見が地域でも比較的多かったが、この間変化がある」「現在の2項目の署名のままでもいいのではないかと。しかし、『もう書いた』とのことで運動が進まないこともあるかも」「消費税問題を入れると紹介議員とならない、受け取らない野党も出てくるのではないかと」などがだされた。
- 愛知では25条署名と消費税署名の両方を取り組むことにしている。
- 議論の結果、消費税問題は署名項目に入れずに、文言の変更を行っていくことで検討をかさめることを確認した。

- 2)、消費税廃止各界連の消費税10%増税反対署名について。  
 ア、消費税廃止各界連の消費税10%増税反対署名に共同し、取り組みを強める。  
 イ、11月21日(水)の国会集会、議員要請行動に参加する。  
     日時 11月21日(水) 13時  
     場所 衆議院第一議員会館大会議室  
 ウ、地域での共同の宣伝行動等を強化し追求する。
- 3)「社会保障制度の拡充を求める請願」署名について  
 臨時国会開会中の署名提出は、国会の期間が短いこともあり、臨時国会では提出せず、通常国会に提出行動を計画(2月～3月)する。
- 4) 署名提出行動以外に、共同の国会行動等を検討する。

(4) 制度改善署名の取り組みについて

- ア、後期高齢者医療費定額負担原則2割化に反対する署名  
 ※2019年2月1日に国会行動(署名提出)を、高齢期運動連絡会  
 年金者組合と共同して取り組むこととする。  
 イ、介護改善署名⇒全労連、民医連と社保協の連名署名  
 ウ、年金改善署名⇒全労連、年金者組合と社保協の連名署名(別紙)  
 エ、よりよい保育を求める署名⇒実行委員会

(5) 宣伝資材の普及、活用

- ア、ポケットティッシュ⇒署名ハガキを5万枚作製  
     データ配信と活用を呼びかけ  
     ✓ 署名ハガキ付きのポケットティッシュも含め、改めて活用を各  
     社保協、団体に呼び掛けていくことを確認した。  
 イ、宣伝チラシデータの発信⇒  
 ウ、ネット署名の活用⇒25条行動実行委員会が作成した署名サイトを  
     活用し、広げます。拡散をお願いします。https://chn.ge/2NVsGXX  
     実行委員会で「憲法25条を守り活かそう」のサイト設置を、  
     運動を継続させていくために検討しています。  
 エ、定例・4の日宣伝行動等の推進  
 オ、署名推進集会、提出行動等の検討  
     ※プラスターの活用が呼びかけられた。

(6) 国保～資料参照

- ①滞納差押処分学習交流集会の計画～東日本、西日本ブロックで開催。  
 ⇒東日本 11月11日(日) けんせつプラザ東京  
     東京社保協と共催  
     現在の参加状況 56名(11/7 現在)



⇒西日本 2019年1～2月の開催、福岡市内で検討中  
福岡県社保協・九州ブロックと共催  
※滞納処分対策全国会議にも協力を要請

⇒愛知、三重、静岡、岐阜の4県合同で同様の企画を12月15日に企画している。

※差し押さえられてはいない人でも、大幅に引き下げる手立てがあることを学び押し返していく運動にしていくにはどうするか。

各県社保協でも県単位での学習会が企画されている。

また国保全体の問題を学習していく機会をつくっていく必要があるなどの要望が出された。

②滞納・差し押さえ処分ホットライン～チラシ参照

ア、全国一斉フリーダイヤル(0120-110-458)で実施  
実施可能な県社保協には回線をつなぐ。

(7) 介護～部会資料参照

(8) 当面の宣伝行動、国会行動について

①第197臨時国会定例国会行動

11月14日(水)

11月28日(水)

時間はいずれも12時15分～、衆議院第二議員会館前

②「4」の日宣伝行動～相談活動(介護・年金)も実施

11月14日(水) 12時～13時 巣鴨駅前

※定例国会行動と時間が重なるため、役員、事務局は分かれて対応する

12月14日(金) 12時～13時 巣鴨駅前

※以下、毎月14日に計画

③消費税廃止各界連の消費税廃止24日宣伝行動。

奇数月(3・5・7・9・11)を基本に合同宣伝

<次回定例宣伝行動>

11月22日(木) 12時～ 新宿西口

④「宣伝行動ゾーン(13-15日、23-25日)」の徹底

⑤毎月25日を基本に、「25日行動」を計画

いのちのとりで全国アクション、全生連、年金者組合等と共同して計画する

(9) 消費税の増税と社会保障制度の改悪阻止！東京・関信越税制研究集会開催  
～チラシ参照

日時 2019年1月12日(土) ～ 13日(日)

場所 けんせつプラザ東京5階会議室

・研究集会の分科会を不公平税制をただす会、東京土建とともに担当

(10) その他

①各県社保協、中央団体からの報告(各団体資料参照のこと)

②主な日程

- 11月11日 介護なんでも電話相談  
滞納・差押処分東日本学習交流集会
- 13日 北信越ブロック会議  
1025共同行動事務局会議
- 14日 社会保障拡充「4」の日宣伝行動  
定例国会行動
- 15日 関東甲ブロック会議
- 16日 自由法曹団懇談会
- 17日 第47回社保学校現地実行委員会(石川)
- 18日 2018全国介護学習交流集会
- 18～19日 障全協、第52回全国集会・中央行動
- 20日 社会保障誌2019新春号座談会  
滞納処分対策全国会議打ち合わせ
- 21日 消費税廃止各界連・国会行動
- 23日 地域医療を守る全国運動交流集会
- 25～26日 第32回日本高齢者大会
- 27日 1025共同行動実行委員会
- 28日 いのち・暮らしを守る税制研究集会実行委員会
- 29日 和歌山県社保協総会
- 30日 第5回代表委員会
- 12月 2日 労働総研社会保障部会研究会  
3日 近畿ブロック会議  
5日 介護・障害者部会、第5回運営委員会《忘年会》  
15日 第47回社保学校現地実行委員会

③次回日程 12月 5日(水) 13時～ 日本医療労働会館会議室  
※忘年会を17時から予定します。(会費制、2時間程度)  
運営委員会並び忘年会の参加の確認メールを必ず返信を。

## 「介護をよくする東京の会」第9期 第10回事務局会議報告

日時：2018年11月6日（火）14：00～ 会場：東京自治労連会議室

出席：久保（地評）、寺田（医労連）、及川（民医連）、相川（社保協）、森永（全国ヘルパー）  
西銘（医労連）横田（福保労）、田中（年金者組合）、杉山（東京自治労連）下線欠席

<報告事項>

1、第9回事務局会議報告を確認した。

2、情勢報告

<略>

3、各団体等の報告

医労連）キャラバン行動を11～12月にかけて実施予定。12月2日にのヘルパー集  
会を開催する。11/10に上野駅で介護署名宣伝行動。

民医連）11/12に介護職部会で中野駅署名宣伝行動を実施予定。あずみに里裁判の  
報告。

自治労連）12月9日に東京自治研の介護分科会を開催する。

医労連の担当者が、中村さんから寺田さんに変更

4、協議事項

1) ①地域の総合事業などの状況をつかんでいくために、「会」としてアンケートを12月  
に実施していくことを確認した。

②これを受け、来年3月3日（日）介護交流集会（仮称）を実施する。その内容につい  
ては、報告・交流を中心に開催する。次回会議で具体化していくことを確認した。

2) 11月11日の介護・認知症なんでも電話相談に15人の相談者を派遣していくことを  
確認した。

4) 今後の日程を確認した。

11月11日（日） 介護・認知症なんでも電話相談 10時～18時 東京労働会館

11月14日（水） 巣鴨宣伝 12時～13時 巣鴨駅

11月18日（日） 介護全国集会 10時半～ 明治大学リバティータワー

講演、林泰則（全日本民医連）横山壽一（仏教大学教授）

次回日程：12月21日（金）10：30～ 東京労働会館4階・自治労連会議室

2018 年 12 月 4 日

郵便番号 116-0013  
東京都荒川区西日暮里 6-62-1  
電話番号 03-5692-5081  
消費税廃止東京各界連絡会  
事務局長

## 「消費税増税の中止を求める意見書提出」を求める陳情

[陳情項目]

2019 年 10 月の消費税率 10%への引き上げ中止を求める意見書を政府に送付していただくこと

【陳情趣旨】

私たちの商売・暮らしや地域経済はいま、大変深刻な状況です。8%増税によって戦後初めて 2 年連続で個人消費がマイナスになりました。増税と、年金カット・医療・介護など社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっています。また大地震や豪雨災害など大規模な自然災害も相次いでいます。

ところが政府は、2019 年 10 月の消費税率 10%への引き上げをあくまで行う姿勢を崩していません。税率 10%への引き上げで 5.6 兆円の増税となり、「軽減」分を差し引いても 4.6 兆円 = 1 世帯当たり 8 万円の増税という試算も出ています。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が 5%から 8%になったときの大不況が再来します。

加えて税率引上げと同時に実施を狙う「軽減税率」には、重大な問題があります。飲食料品と週 2 回以上発行の新聞代は税率 8%に据え置かれますが、運送費や加工費、広告宣伝費など仕入れや経費にかかる 10%の分の値段は値上がりします。また 8%と 10%の線引きは単純ではありません。そして、2023 年に導入される「インボイス（適格請求書）制度」は地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。

そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制です。増税されるたびに消費税の滞納額が増え、国税滞納額に占める消費税の割合が高くなっているのはその証拠です。

日本国憲法は応能負担原則に則った税制の確立を要請しています。

消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきです。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計をあたためる経済政策をとるべきです。そうすれば、社会保障制度の拡充も、財政再建の道も開かれます。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

以上の趣旨から上記事項について陳情いたします。

「私たちが求める医療と介護・福祉を実現する東京の実行委員会」

第 17 回打ち合わせ会議 2018 年 11 月 2 日（金）14：0～

参加：寺川（東京社保協）、小形（東京保険医協会）、杉田（東京民医連）、阿久津（東京地評）  
木村（東京土建）、氏家（保健・衛生・医療連絡会）、安達（東京自治問題研究所）、  
喜入・椎橋・杉山（東京自治労連）

前段：自治体戦略「2040 構想」について

「自治体戦略 2040 構想」とは何か

自治体戦略 2040 構想研究会 第一次・第二次報告の概要

社会保障制度改革における自治体の役割 財政審 財政制度分科会資料

地方財政 これらの資料を基に概略を説明して、若干の討論をした。

## 1. 報告

以下の事を報告し、確認された

### (1) 経過報告

1) 前回会議報告 別紙

2) 都立病院の充実を求める連絡会総会：日時 9 月 16 日（日）

・都議のおときた議員から「毎年 400 億円の赤字の都立病院は速やかに独立行政法人化をすべき！  
今後の都立病院の経営形態である」と述べる。\*個人のブログでもツイート  
都議会 4 定にも何らかの動きがあるようだ。

3) 都民生活要求大運動実行委員会対都要請

今回初めて、「地域医療構想」で要請項目をあげ、都からの回答を得ている。

①調整会議の実施 ②在宅療養に焦点をあて、地域の現状・課題の意見交換を実施している。

③地域密着の中小病院の役割を問う⇒地域包括ケアで支える医療の充実を実現するため、「在宅療養  
推進会議」「在宅療養ワーキング」で議論を進めていく

## 2. 協議事項

以下の項目を提案し、協議した。

### (1) 平成 30 年度第 2 回東京都地域医療構想調整会議について

2 次医療圏ごとの調整会議に参加するとともに、医療機関のグループワークが提起されていることから、東京民医連、東京保険医協会からの参加をお願いしたい。

### (2) 今後について

1) 各団体交流

次回 2019 年 1 月 28 日（月）14：00～

# 中央社保協ニュース

18-5号 発行・2018年11月12日 中央社会保障推進協議会

《速報》

## 介護・認知症なんでも無料電話相談

11.11  
介護の日

### 15都府県100件超の切実な相談が寄せられる

11月11日「介護の日」に、8回目となる「介護認知症なんでも無料電話相談」(中央社保協主催)が東京・大阪など15都府県社会保障推進協議会が参加して取り組まれ100件を超える相談が寄せられました。共催をした認知症の人と家族の会、全国ヘルパーネット連絡会、全日本民医連のケアマネジャー等の相談員が電話を受け、介護をめぐって地域、施設、家庭での悩みや相談を受け止めアドバイスを行いました。

岩手・盛岡市のサービス付き高齢者住宅に入居している80代の女性は「毎月の費用16万円の支払いに預金を取り崩しているが、昼は施設での食事に替えてパンを買って利用料金を節約している。今後について相談する相手がいない」また、78歳の一人暮らしの母親の娘から「父親が他界してから認知症が



進行。友達もいないので家に閉じこもりがちで心配だ。介護サービスの利用方法を教えて欲しい」との相談がありました。さらに「認知症の夫が3カ月も入浴を拒否。リハビリパンツをやっと履いてくれるようになったが交換も大変。同居の娘も体調を崩し疲れてしまった」と70歳代の女性からの相談。

施設についての相談では、要介護5の夫がいる70歳代の女性は「夫は痰の吸引が必要。ショートステイ中に施設側とトラブルがあった後に、夜間に看護師が不在となるからの理由で利用を拒否された。どうしたらよいのか」また、「介護施設に入所しているが職員が不足しているのでと納得できるサービスが受けられない」など政府の介護制度改悪のなかで「サービス提供者」との間の矛盾のしわ寄せが「利用者・家族」に押し付けられている悩みも寄せられました。また「要介護2。週1回ヘルパー利用。買物の回数増を規模するがケアマネジャー認めてもらえない」と市に相談しても自分で事業所を探すように指導されて困っている相談もありました。

18年目を迎えた介護保険ですが「利用方法がわからない」などもあり、介護で困っているが声を出す場もわからず相談するケースもありました。

# 滞納処分問題とは何か

滞納処分問題とは、国税・地方税・国保などの滞納者に対して、国税徴収法などの法律および関連法規の規定を無視したり、その趣旨をねじ曲げて、納税者の個別的、具体的な実情に即して適切に対

応することなく、差押えを乱発して納税者の生活を破壊してしまうことです。このことは、滞納件数に対する差押え率にハッキリと表れます。

## 「平成25年度全国市町村国保滞納世帯・差押えデータ一覧」

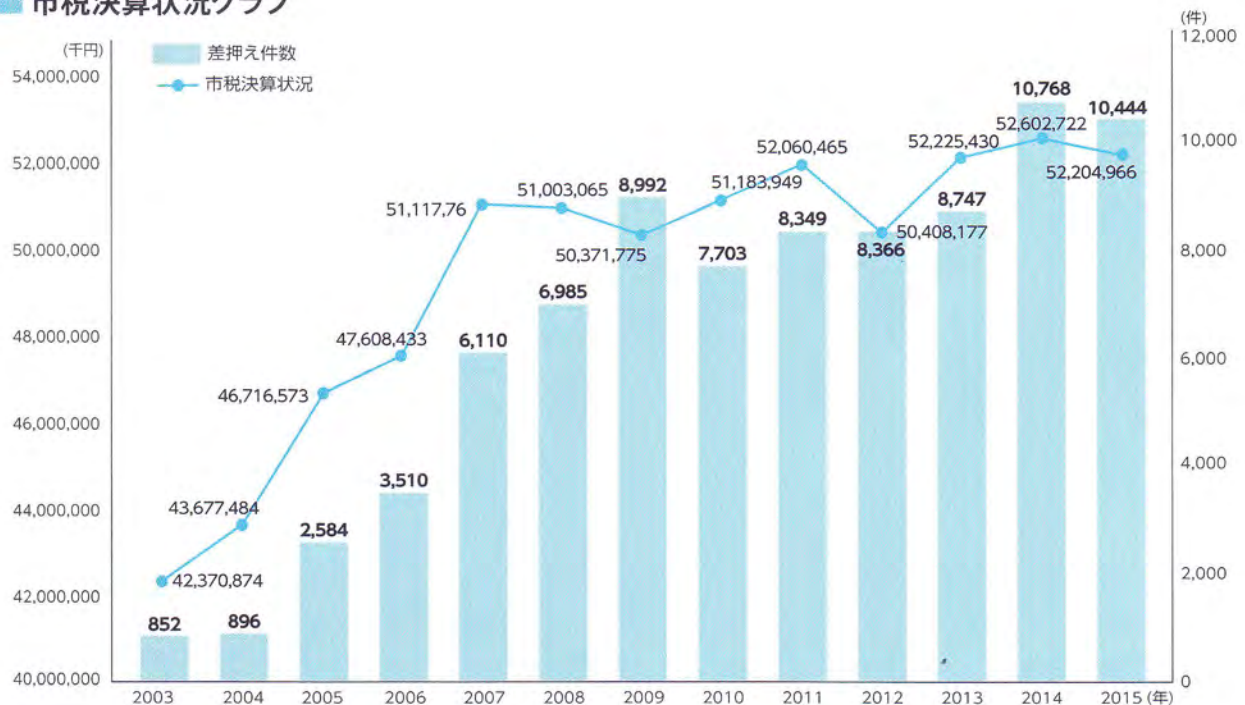
保険者名	滞納世帯数	差押え数	対滞納世帯差押え率	差押え金額	差押え1件当たり金額
滋賀県	25,440	2,542件	10.0%	563,666,257円	221,741円
群馬県	45,690	11,884件	26.0%	3,768,319,513円	317,092円
野洲市	1,122	38件	3.4%	33,974,287円	894,060円
前橋市	5,816	5,086件	<b>87.4%</b>	36,315,646円	<b>7,140円</b>
川越市	14,557	1,043件	7.2%	6,099,700円	5,848円

出所「大阪社会保障推進協議会ホームページ (<http://www.osaka-syahokyo.com/data.html>)  
「平成25年度(2013年度)全国市町村国保滞納世帯・差押えデータ一覧」より作成。

これは国保の差押えデータですが、前橋市が突出して多いことが見て取れます。一件当たり7,140円という少額の滞納でも差押えするからです。川越市は5,848円と金額は少ないですが、1,043件で7.2%と悪質な滞納者に絞って差押えしています。

前橋市の強圧的な滞納処分は、徴収強化したら税収が急増したという間違った成功体験から強化されたのです。差押えを乱発しての徴収強化は、結果的に市財政を逆に悪化させます。

## 市税決算状況グラフ



# 法律や事情を無視した強引な取立て実態

「国庫補助負担金の廃止・縮減」「税財源の移譲」「地方交付税の一体的な見直し」という三位一体改革が進められ、地方自治体はみずから税収の確保に努める仕組みが強化されました。

税収を確保するために、各自治体は徴税の強化に努めますが、一部の自治体の強圧的な徴税行政

による税収増が注目され、「納税は国民の義務」「税金を払わない人が居るのは不公平」という大義名分から、納税者の実情を無視した差押えが拡大・強化されて、その結果、滞納処分が深刻な社会問題化しています。

## 滞納処分で家族6人が心中

熊本県宇城市三角町の三角港で軽ワゴン車が海に転落し、乗っていた家族7人のうち6人が水死した事故が発生しました。亡くなった方は、三角町でアイスクリーム店を経営する傍ら、副業として熊本市などでたこ焼きを移動販売していましたが、固定資産税など合計100万円の市税を滞納したため、たこ焼きの移動販売用の車を市に差押えられていました。移動販売車を動かせなくなって将来を悲観していたといわれています(以上、朝日新聞 2008.05.28 日号)。

そもそも、営業を遂行するにあたり最低限度必要なものについては、差押えが禁止されていますので(国税徴収法75条1項5号)、たこ焼きの移動販売車を差押えた行為は違法と評価されるべきものです。これにより、6名もの命が奪われたことは、由々しき自体といわなければなりません。

## 差押禁止債権の脱法的差押え

病弱な妻と子供5人の7人家族で、長引く不況で本業の収入が減り、個人事業税など約29万円を滞納していた世帯につき、鳥取県が、児童手当しか振り込まれない銀行口座を、児童手当が入金する時刻を見計らって差押えをしました。

この事案については、預金口座に入ったとはいっても、法律上差押えを禁止された児童手当の差押えと変わりがないので違法であるとの判断が、広島高裁松江支部で下されました(平成25年11月27日)。

また、給料や年金については、法律上、一定の範囲では

差押えが禁止されているところ、前橋市では、給料が振り込まれた直後の口座、年金が振り込まれた直後の口座の差押えを行いました。それぞれ前橋地方裁判所により違法との判断が下されています。

最近では、宮城県大崎市においても、給料と年金しか振り込まれない口座を、給料の入金直後に差押えた挙げ句、税滞納者が「来月もとられるのか」と聞いたところ「来月も同じようにします」と言われた案件などもあり、差押えが禁止された給料や年金を、預金であると強弁して根こそぎ奪い去っていく手口は、全国的に広がりつつあります。

## さいたま市は「ヤミ金で借りて払え」と暴言

さいたま市では、市民に対して「愚民ども」「ヤミ金から借りて払え」などと言われた、「ヤクザみたいな人がいる」などといった苦情が数年間にわたって殺到しています。このような、強圧的な取立がなされている中、税滞納者の妻が、35万円の月収の税滞納者につき、32万円の差押えを承諾すると内容の書面を書いたという理由で、現実には32万円を差押えた事例があります。

これについては、さいたま地方裁判所により、税滞納者に無断で作成された承諾書には効力が認められない可能性を示唆して執行の停止が認められています。さいたま市は、自主的に作成されたものであると弁明していますが、寄せられている苦情の内容からすれば、追い詰められてやむなく承諾書を書いたものと評価するのが相当な事案です。

これらはすべて国税徴収法および関連法規からして、違法と言えることです。住民の暮らしを守るはずの自治体が住民の生活を破壊する差押えを公然と行っているところに、滞納処分問題の深刻さがあります。

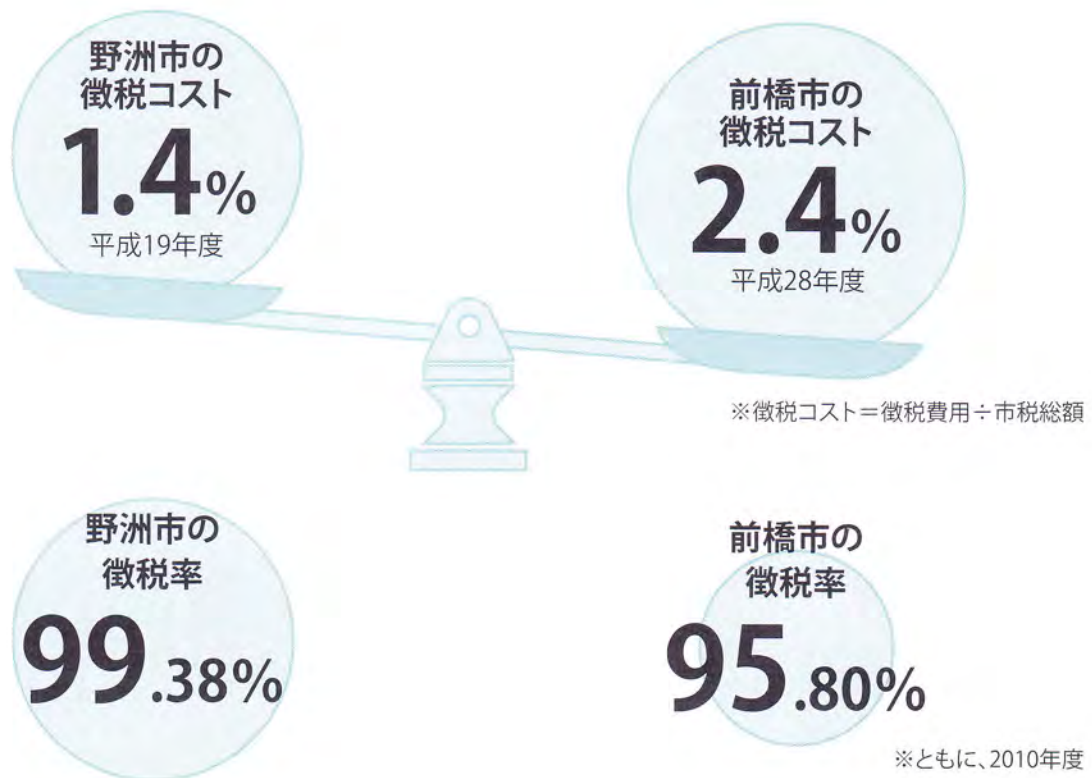


## 滞納処分問題は解決できる…北風より太陽で

税金の滞納は、もちろん放置して良い問題ではありません。だからといって、生活の実情を無視して差押えを強行するのではなく、やり方によっては市民生活を改善し、なおかつ徴税率を向上させる方法があります。それが「ようこそ滞納してくれました」という滋賀県野洲市の取り組みです。決して温情ではなく、なぜ税金を払わないのか、それを税金の滞納の問題に限定せず、生活再建の問題として

とらえ、猶予、停止など法律上の規定を援用し、就労支援などで生活再建を目指す手法です。

今、税金は払えなくとも生活再建という廻り道を経ても、生活再建を果たせば今度は納税してくれるということです。過酷な差押え処分で生活を破壊してしまえば、生活保護など逆に行政コストをトータルで高めてしまいます。



前橋市のような高圧的な滞納処分でも高い徴税率が達成できています。「ようこそ滞納してくれました」という野洲市でも、高い徴税率です。温情的だからきっと徴税率は低いだろうという憶測は当たりません。北風でも太陽でも、どちらにしても高い徴税率は達成できています。ただし、徴税コス

トは、市の規模の違いはありますが、少なくとも温情主義だから徴税コストが高いとはなっていません。

差押えはコストの掛かる滞納処分です。それを乱発することは威嚇にはなるとしても、徴税コストを引き下げる合理的な行政手法とは言えません。

前橋市と野洲市を比較すると、トラブルも少なく行政コストが低くなる野洲市の方がはるかに合理的です。

# 税金を滞納したときの対応と相談先

納税しようとしてもできないのであれば、嘘偽りなく、自分の状況をきちんと伝え、可能な限りの納税をするように心がけて下さい。

- ① 収納課の担当者へすぐ連絡を取って経済状況を説明してください。
- ② 自分で対応出来ないと思ったら、下記の相談窓口へ連絡してみてください。
- ③ 家計簿、確定申告書、資金繰り表など経済状況を説明できる書類を用意しましょう。
- ④ 生活を維持できる範囲での支払いを考えて、納税計画を具体的に示して下さい。

## 全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会加盟団体受付・相談先一覧

都道府県	名称	〒	住所	電話	相談日	相談時間
北海道	釧路はまなすの会	085-0841	北海道釧路市南大通3-3-6 ミナミハイツ102号	0154-43-2885	火・木 土	10:00～16:00 18:00～20:00
宮城県	みやぎ青葉の会	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町 一丁目17番20号 グランドメゾン片平502号	022-711-6225	月・水・金	13:00～16:00
秋田県	秋田なまはげの会	018-0951	秋田県秋田市山王町22-16 ラポール山王郷A-1	018-862-2253	月・水・土	電話確認 願います
群馬県	NPO法人消費者支援 群馬ひまわりの会	376-0011	群馬県桐生市相生町 3-120-6	0277-55-1400	月～木 金	13:00～17:00 13:00～21:00
東京都	玉川 雑草の会	158-0091	東京都世田谷区中町5-17-3 玉川民商内	03-3703-5371	第1日曜	19:00～22:00
大阪府	大阪クレ・サラ貧困被害をなくす会 いちようの会(大阪いちようの会)	530-0047	大阪府大阪市北区 西天満4丁目5番5号 マーキス梅田301号	06-6361-0546	月～金	13:00～19:00
兵庫県	尼崎あすひらく会	661-0021	兵庫県尼崎市名神町1-9-1 尼崎民主共同センター内	06-6426-7243	日	10:00～15:00
和歌山県	あざみの会	640-8212	和歌山県和歌山市 杉ノ馬場1丁目11	073-424-6300	月～金 月曜日は夜間も相談	14:00～18:00 18:30～21:00
広島県	クレジットサラ金被害・生活支援 センター福山つくしの会	720-0052	広島県福山市 東町2丁目3番23号	084-924-5070	月～金	10:00～17:00
広島県	呉つくしの会	737-0051	広島県呉市中央3-2-27 島崎法律事務所ビル1階	0823-22-7265	月・水・金	10:00～18:00
香川県	高松あすなろの会	760-8081	香川県高松市成合町 559-15	087-897-3211 0120-39-0476	月～金	10:00～17:00
高知県	高知うろこ(鱗)の会 (高知クレ・サラ被害をなくす会)	780-0870	高知県高知市本町4-1-37 高知県社会福祉センター3階	088-822-2539 0120-565-275	火・土 木	10:00～16:00 10:00～20:00
福岡県	ひこばえの会 (福岡クレ・サラ被害をなくす会)	810-0041	福岡県福岡市中央区 大名2-2-51 第一吉田ビル501	092-761-8475	月～金	13:00～17:00

こちらでも相談を受け付けています

### 滞納相談センター

滞納処分対策全国会議代表の角谷啓一税理士が会長の専門家集団  
TEL 03-6268-8091

### 全国商工団体連合会(全商連)

自営業者、フリーランスの方を対象にしています。  
住所 〒171-8575 東京都豊島区目白2-36-13  
TEL 03-3987-4391

※滞納相談センターを除く3団体は、47都道府県にそれぞれ県組織があります。相談者の相談窓口として、役所に要請、同行等も可能です。

### 中央社会保障推進協議会(中央社保協)

労働者、市民を幅広く対象にしています。  
住所 〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5  
日本医療労働会館5階  
TEL 03-5808-5344

### 全国生活と健康を守る会(全生連)

低所得者、市民を対象にしています。  
住所 〒160-0022 東京都新宿区新宿5-12-15 KATOビル3F  
TEL 03-3354-7431

滞納処分対策全国会議  
代表 税理士・角谷 啓一

事務局

〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町1-17-24 高裁前ビル3階 さとう法律事務所 弁護士 佐藤靖祥  
ysato@peach.17.ne.jp 電話 022-722-6435 FAX 022-722-6436

# 2018年「国民健康保険」に関するアンケート

区市町村名 \_\_\_\_\_

担当部課 \_\_\_\_\_

記入者氏名 \_\_\_\_\_

※直接連絡を取る場合の連絡方法を教えてください。

①電話( \_\_\_\_\_ 内線 \_\_\_\_\_ )

②FAX( \_\_\_\_\_ )

③メール( \_\_\_\_\_ )

## 1、貴自治体の全世帯数（平成30年6月1日現在）

※6月1日現在の統計数がない場合は 平成30年 月 日現在の人数を記入してください。

世帯数	_____	世帯	_____	総人口	_____	人
年代別人口	_____	0歳～19歳	_____	_____	_____	人
	_____	20歳～29歳	_____	_____	_____	人
	_____	30歳～39歳	_____	_____	_____	人
	_____	40歳～49歳	_____	_____	_____	人
	_____	50歳～59歳	_____	_____	_____	人
	_____	60歳～64歳	_____	_____	_____	人
	_____	65歳～69歳	_____	_____	_____	人
	_____	70歳～74歳	_____	_____	_____	人
	_____	75歳以上	_____	_____	_____	人

## 2、国民健康保険加入状況(平成30年度の国保料(税)賦課確定時点)

①国保料(税)賦課確定日時 \_\_\_\_\_ 平成30年 月 日

### ②国保加入状況について

①国民健康保険・加入世帯数 \_\_\_\_\_ 世帯 人数 \_\_\_\_\_ 人

# 2018年「国民健康保険」に関するアンケート

②0歳から18歳までの国保加入人数	人
③所得割が賦課されている世帯数	世帯
④所得割が賦課されている世帯の内住民税非課税世帯数	世帯
⑤均等割・平等割のみの世帯数	世帯
⑥7割軽減の世帯数	世帯
⑦5割軽減の世帯数	世帯
⑧2割軽減の世帯数	世帯

※6割4割軽減の自治体は⑥7割を6割、⑦5割を4割と読み替えてください。

## ③被保険者数と給付費の推移

総務省提出の「地方財政状況調査表」の「国民健康保険事業会計(事業勘定)決算の状況」の数字を記入してください。

年 度	国保被保険者数(人)	保険給付費(千円)
平成 27 年度		
平成 28 年度		
平成 29 年度		

## 3、国民健康保険料(税)の収納状況等

(各年度国保会計決算時の数字を記入してください)

年 度	全被保険者・ 現年度分(%)	全被保険者・ 滞納繰越分(%)	合計(%)
平成 27 年度			
平成 28 年度			
平成 29 年度			

## 4、国保特別会計の歳入の内訳をお聞きします。

①国保特別会計の歳入合計と内訳について金額をお書きください。なお、平成 27 年度、平成 28 年度は決算額、平成 29 年度は決算見込み額でお願いします。(単

# 2018年「国民健康保険」に関するアンケート

位・千円) ※各項目の合計が「歳入合計」と一致するようにお願いします。

年度	歳入合計	保 険 料 (税)	国庫支出金(療養 給付費等負担金)	国庫支出金(財政 調整交付金等)
平成 27 年				
平成 28 年				
平成 29 年				

※法定外繰入金＝決算補てん等目的分と決算補てん等以外の目的分

年度	前期高齢 者交付金	他会計繰入金 (法定内)	他会計繰入 金(法定外)	療養給付費 交付金	都 支 出金	そ の 他
平成 27 年						
平成 28 年						
平成 29 年						

①基金の残高についてお聞きします。

国保会計に基金があれば名称と残高を教えてください。(単位千円)

基金名	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度 見込み

# 2018 年「国民健康保険」に関するアンケート

## 5、滞納状況など

①国保料（税）滞納世帯数（資格喪失者を含まない、平成30年6月1日現在）

\_\_\_\_\_ 世帯

②上記滞納世帯数の内18歳までの子どもがいる世帯数

\_\_\_\_\_ 世帯

③国保の資格証明書、短期保険証交付状況についてお聞きします。

交付日	資格証明書交付世帯数	短期保険証交付世帯数
平成29年10月1日		
平成30年4月1日		
平成30年10月1日		

※交付がない場合は0(ゼロ)と記入してください。

①短期保険証の有効期間 \_\_\_\_\_ か月と \_\_\_\_\_ か月と \_\_\_\_\_ か月

②平成30年10月1日付発行の短期保険証で窓口での留置きはありますか

・ない ・ある( \_\_\_\_\_ 世帯分、内18未満の子どもの保険証 \_\_\_\_\_ 人分含む)

・留置きされている理由はなんですか？

④国保料（税）の滞納処分についてお聞きします。

①差押えの原因になった滞納の種類を教えてください(該当する項目に○印)

ア、国保料(税) イ、住民税 ウ、固定資産税 エ、遺産相続税

オ、その他の税(具体的に \_\_\_\_\_ )

②財産差し押さえをした世帯数、件数など

期間	延べ件数	差押え合計金額(円)
平成28年4月1日～ 平成29年3月31日		
平成29年4月1日～ 平成30年3月31日		

# 2018 年「国民健康保険」に関するアンケート

## ③差し押さえの金額と内訳(年間累計)

期間	預貯金件数	保険件数	不動産件数	動産件数
平成 28 年4月1日～ 平成 29 年3月31日				
平成 29 年4月1日～ 平成 30 年3月31日				

期間	その他件数	換価件数	換価金額(円)
平成 28 年4月1日～ 平成 29 年3月31日			
平成 29 年4月1日～ 平成 30 年3月31日			

## ④国保料(税)の滞納対策で以下について策定または実施していますか

①収納マニュアルなどの策定 ・した ・していない ・策定を予定

②税の専門家の配置 ・した ・していない ・配置を予定

③税の専門家を配置した自治体にお聞きします。

・配置した専門家は 常勤 ・ 非常勤

・配置した専門家の資格または職業( )

・配置した専門家の人数 \_\_\_\_\_人

④国保料(税)の収納対策の専門部署はありますか

・ない ・ある(部署名 )

⑤収納対策研修の実施

・独自に開催

・他の研修に参加(主催団体名 )

・研修参加対象者の部署( )

⑥財産調査の実施(平成 29 年度)

・していない ・実施した(件数 件)

# 2018年「国民健康保険」に関するアンケート

---

⑦滞納処分の報奨制度などがありますか。あれば具体的に

・ない      ・ある

具体的制度名や報奨の内容  
\_\_\_\_\_

## 6、国保料（税）の算定について

①時効になり、不納欠損処理された金額について次年度国保料（税）に上乗せされる事がありますか

・ある      ない

②国保料（税）決定通知後の問い合わせ等についてお聞きします

①国保料（税）決定通知書の発送日      月      日

②決定通知発送日から\_\_月\_\_日までの期間に国保加入者からの問い合わせ  
来庁者\_\_\_\_\_人、電話問い合わせ\_\_\_\_\_件、メール\_\_\_\_\_件  
その他\_\_\_\_\_件

問合せ内容(具体的)・  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

## 7、条例減免制度について

①子どもの国保料（税）（医療分・後期支援分の均等割額）の減免制度

貴自治体独自の減免制度があれば教えてください。

ある      ない      (どちらかに○印をお願いします)

対象世帯      子どもの人数      人以上      子どもの年齢      歳まで

減免世帯数\_\_\_\_\_世帯

対象となる条件(例:世帯所得など)  
\_\_\_\_\_

②国保法44条に基づく一部負担金の減免の制度について

※東京都の医療費公費負担事業（マル乳、マル子など）、都の難病患者支援制度は含みません。





# 2018年「国民健康保険」に関するアンケート

---

## ②定数について

- ・被保険者代表\_\_\_\_人 医療機関\_\_\_\_人 公益代表\_\_人  
被用者保険代表\_\_\_\_人

## ③被保険者代表はどの様に委嘱しますか。

- ・公募人数\_\_\_\_人 公募以外的人数\_\_\_\_人
  - ・公募はどの様に告知していますか
- 

- ・公募以外の方は、どの様な役職の方に委嘱していますか
- 

## ④公益代表はどの様に委嘱しますか。

- ・議員\_\_\_\_人 議員以外的人数\_\_\_\_人
  - ・議員以外の方は、具体的にはどの様な役職の方に委嘱していますか
- 

## ⑤年間開催回数

- ・不定期 定期開催 年\_\_\_\_回 \_\_\_\_月と\_\_\_\_月と\_\_\_\_月

## ⑥傍聴を認めている自治体にお聞きします。

- ・市民への告示方法(\_\_\_\_)
- ・開催日の何日前に告知しますか \_\_\_\_日前頃

## 9、国保の健康診査について

- ①健康診査の自己負担はありますか ・ない ・ある(負担額\_\_\_\_円)
- ②健康診査の受診率 ・平成29年度実績\_\_\_\_%
- ③人間ドックへの助成 ・ない ・ある(補助限度額 \_\_\_\_円)

ご協力ありがとうございました。



**税金 国保料**

**滞納・差押**

**ホットライン**

**無料電話相談**

社会保障の国民負担増、サービス削減が進められ、貧困と格差が拡大するも「高すぎる国保料(税)」や「税金」などが払えず、「給料の全額が差し押さえられ、暮らしていけない」などの声や相談が、次々に寄せられています。

一括返還を迫る強引な徴収、差押え禁止基準を無視した違法な差押えを行う自治体も増えています。特に、国保料(税)の滞納による「差押え」が急増しています。

私たちは、いのちとくらしに直結する深刻な滞納・差押問題について、お困りの方からの声をおうかがいし、問題解決に向けた取り組みをすすめるため、「全国いっせい相談活動」を、実施します。相談は無料です。ぜひ、お気軽にご相談ください。

**相談日** 2018年12月16日(日)10時～18時

ご相談はフリーダイヤル

**0120-110-458**

**主催** 東京社会保障推進協議会 (東京社保協)

〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10東京労働会館6階 Tel.03-5395-3165 Fax03-3946-6823

**共催** 中央社会保障推進協議会 (中央社保協)

〒110-0013 東京都台東区入谷日本医療労働会館5階 Tel.03-5808-5344 Fax03-3946-6823

★メールでのお問合せ、ご相談は…

中央社保協 ← 検索  
東京社保協 ← 検索

取扱い団体

# いのちとくらしを守る税研集会「参加申込書」

税制・税務行政・社会保障を分野ごとに学び、交流し、地域運動に活かしましょう！

[日時] 2019年1月12日(土)、13日(日)の2日間

[会場] けんせつプラザ東京

[詳細] 12日(土)、午後1時30分開会、  
午後6時終了

けんせつプラザ東京5階会議室

※JR中央総武線「大久保駅」下車

経過報告

講演①「消費税と社会保障」

伊藤周平鹿児島大学教授

講演②「税調報告と2019年予算」

13日(日)、午前9時開会、午後1時30分終了

けんせつプラザ5階会議室及び3階会議室

分科会でテーマごとに学習、討議、運動交流

第1分科会「税務調査を受けると言うこと、納税者の権利とは」

第2分科会「労働者の・年金所得者の税制における権利、歪んだ税制をただそう」

第3分科会「社会保障と財政、消費税」

第4分科会「滞納処分と納税者の権利」

[参加費] 両日参加3,000円 1日のみの参加2,000円

[宿泊] 新宿駅のワシントンホテル(160人分)を確保しています。宿泊希望の参加者は、申込書でお願いします。シングルとダブルがあります。申し込み順です。ホテル代やホテルで利用した食事等は、宿泊した方がチェックアウト時にお支払いください。

※……シングル(S)12,000円 ツイン(W)1人11,500円

[申込先] 団体の場合は所属団体、又は東京土建一般労働組合(FAX:03-5332-3972)

個人の場合は、東京土建一般労働組合(FAX:03-5332-3972)

[締切り] 12月10日(月)まで



## 申込書

所属団体名

※個人参加の方は不要

申込み責任者名

電話番号

参加者氏名	性別	参加される日	参加費	分科会	宿泊希望
	男・女	12日 13日	3000円 2000円		S T
	男・女	12日 13日	3000円 2000円		S T
	男・女	12日 13日	3000円 2000円		S T
	男・女	12日 13日	3000円 2000円		S T

労働組合・団体各位

2018年 月 日

東京公害患者と家族の会

東京あおぞら連絡会



## 大気汚染被害者救済（医療費助成制度）運動へのご協力をお願い

いつも大気汚染患者の運動にご協力いただき感謝いたします。

私たち大気汚染公害被害者は、一昨年から「ぜん息患者等への医療費助成制度の創設」を求めて、国への要請署名へのご協力を皆様にお願ひしてきました。北海道から沖縄まで全国から寄せられた署名の筆数は14万筆を超え間もなく15万筆に到達しようとしています。ありがとうございます。

この間患者たちは、署名の国会提出のための紹介・参同議員を獲得すべく衆・参議院会館への訪問要請活動を重ねつつ、運動を進めるための議員連盟への協力を求めて有力議員獲得の特別な体制も作って奮闘してきました。しかし、公害そのものへの理解を求めることはなかなか厳しく、運動の大きな進展を得ることが難しい現状です。

こうしたもとで、この運動のこう着状態を打破するためにはもう一段の努力がいるとして、このたび「公害調停」を汚染原因者である自動車メーカー（特にトヨタ）と実効ある規制と対策を怠ってきた国（環境省）を相手に起こし、このことに誠実な対応を求める社前行動・街頭宣伝行動など新たな行動を起こし、世論を大きく高めることにより、事態の打開を図る決意です。

どうか皆様におかれましては、私たちの決意をくみ取っていただき、この運動への賛同をいただきたく、願ひする次第です。

下記事項へのご協力をお願いいたします。

- 1、別紙メーカーに充てた団体署名へのご協力をお願いいたします。
- 2、11月14日(水)11:30から署名提出院内集会を衆議院第二議員会館第一会議室において開催いたしますので、代表参加を検討してください。

トヨタ自動車株式会社	代表取締役社長	豊田章男殿
日産自動車株式会社	代表取締役社長	西川廣人殿
いすゞ自動車株式会社	代表取締役社長	片山正則殿
三菱自動車株式会社	代表取締役社長	益子修殿
マツダ株式会社	代表取締役社長	丸本明殿
日野自動車株式会社	代表取締役社長	下義生殿
UDトラック株式会社	代表取締役社長	酒巻孝光殿

201 年 月

### 医療費助成制度創設に向けた要請書

1970年代以降、我が国都市部においては、自動車排ガス公害が深刻で、とりわけ1970年代後半から1980年代にかけて貴社らが強力に推し進めたディーゼル化、直噴化により激甚な大気汚染がもたらされるところとなり、気管支喘息をはじめとする被害者が激増するところとなりました

1988年国は公害健康被害補償法の新規認定を打ち切り、以後発病した、もしくは指定地域外の被害者は、何らの救済も受けることなく、放置されてきました

こうした中、貴社も被告となった東京大気汚染公害裁判の和解に基づいて創設された、東京都大気汚染医療費助成制度では、認定患者は9万人を超え、その過半に症状改善効果が認められるなど、大きな成果を生み出してきました

しかし同制度も、その後の財源につき国、メーカーが追加拠出に応じなかったため、2018年4月から助成の大幅な切り下げがなされるところとなっています

一方、これ以外の地域では、川崎市など一部地域を除いて、何らの救済もないまま被害者は放置され続けてきました

こうした中、全国の大気汚染地域を対象とする国レベルでの新たな被害者救済制度（医療費助成）の創設を求める世論が、大きな高まりを見せています

そこであらためて、私たちは、貴社らに対して、新たな被害者救済制度の創設に向けて、次の通り要請するしだいです

#### [要請事項]

新たな大気汚染被害者救済制度(医療費助成)の財源負担に賛同するとともに、同制度の創設を国に強く働きかけること

要請団体名

代表者